# 『公益財団法人 三次市教育振興会奨学金』奨学生募集に係るＱ＆Ａ

## １．高等専門学校に関するＱ＆Ａ

**Ｑ１．どんな学校が該当しますか？**

Ａ１．高等専門学校は実践的・創造的技術者を養成することを目的とした高等教育機関で，高等学校と同じく，中学校を卒業した方が入学することができ，５年一貫（商船学科は５年６ヶ月）の学校が該当します。

全国に国公私立合わせて５７校あり，中国地方では，呉高等専門学校，松江高等専門学校，米子高等専門学校，広島商船高等専門学校などがこれにあたります。

**Ｑ２．高等専門学校は５年制ですが，入学時の奨学金給付決定で，５年間給付を受けられますか？**

Ａ２．給付期間は３年間です。給付期間は正規の最短修業年限ですが，高等専門学校に限り，第１学年～第３学年までを高等学校相当分として３年，第４学年～５学年を短期大学相当分として２年としています。引き続き奨学金の給付を志望する場合は，入学時と同様に新たに申請をいただく必要があります。

※申請者の中から若干名の奨学生を決定するため「申請」＝「給付」を約束するものではありません。

**Ｑ３．３年次修了後に大学等へ入学する場合，奨学金の給付を受けることはできますか？**

Ａ３．大学等の入学予定者として対象者となりますので，新たに申請が必要です。

## ２．専修学校に関するＱ＆Ａ

**Ｑ４．どんな学校が該当しますか？**

Ａ４．学校教育法に規定する職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し，又は教養の向上を図ることを目的とする学校で，授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に，所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される学校です。

※詳しくは，事務局までお問い合わせください。

【広島県内の例】令和５年４月１日現在

公立として，広島市立看護専門学校，広島県立三次看護専門学校，広島県立農業技術大学校，私立として IGL 医療福祉専門学校，広島工業大学専門学校，広島酔心調理製菓専門学校，広島情報ビジネス専門学校，専門学校広島工学院大学校，広島会計学院ビジネス専門学校，広島 YMCA 専門学校など

Ｑ５．給付期間は何年間ですか？

Ａ５．「専修学校」は，学校教育法では修業年限１年以上，年間授業数８００時間以上，常時４０名以上の学生が在籍している教育施設であることと定められており，給付期間は当該専修学校で定める修業年限の期間です。

## ３．既に進学している方に関するＱ＆Ａ

Ｑ６．令和５年度現在，大学１年生です。大学２年生から奨学金の給付を受けることは可能ですか？

Ａ６．在学生として奨学生の対象者となりますので，次年度の奨学生募集期間中に申請することができます。このとき，提出書類である過去３年間の成績証明書として，大学１年時，高校３年時，高校２年時の成績証明書が必要です。

Ｑ７．令和５年度の奨学金の給付を志望しましたが，選考結果が不採用でした。次年度も奨学金の申請は可能ですか？

Ａ７．Ｑ６と同じです。このとき，提出書類である過去３年間の成績証明書として，在学中，前年，前々年時，の成績証明書が必要です。

## ４．奨学金の決定に関するＱ＆Ａ

Ｑ８．申請後，奨学金を受けられるかどうか（選考結果）がわかるのはいつ頃になりますか？

Ａ８．例年６月に奨学金贈与式を行いますので，それまでに奨学生を決定します。結果は全ての申請者に通知します。

Ｑ９．学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか？

Ａ９．本奨学金は給付型となっているため，毎年度，本財団理事会により予算の範囲内で若干名の奨学生を決定しています。基準を満たしている申請者全てが給付奨学生に採用されるわけではありません。

## ５．その他

Ｑ10．医学部の給付期間は６年となりますか？

Ａ10．６年です。医学部の最短修業年限は，学校教育法で６年と定められており，給付期間はこれによります。薬学部，歯学部，獣医学部も６年です。短期大学，専修

学校も学校教育法に定まられるところによりますが，高等専門学校については，Q２によるところです。

**Q11．高等学校や大学等において，学習成績が５段階評価となっていない場合の学力基準はどうなりますか？**

A11．５段階評価に換算できる場合は換算するなどしたうえで，3.5に準ずる学習成績であるかどうかを確認します。5段階に換算できない場合は，文部科学省作成の「修意欲等確認手引き」に記載とおり平均水準以上（全体で中位）あることを確認します。

**Q12．大学を休学して海外渡航（留学）することになりました。この間も給付を受けることができますか？**

A12．学校を休学する場合（留学，長期療養等）は，奨学金の給付を休止することになりますので，必ず事務局へ連絡してください。

※学校の教育課程において留学制度がある場合（休学を伴わないもの）は留学期間も給付対象です。

**Q13．大学院は奨学金の対象ですか？**

A13．大学院は奨学金の対象ではありません。

その他不明な点は事務局までお問い合わせください。

公益財団法人 三次市教育振興会事務局
（三次市教育委員会 文化と学びの課 教育総務係内）
電話　0824-62-6182／FAX　0824-62-6288